

NACS「なんでも 110 番」(平成 30 年度)のご報告

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
(NACS)
会長 河上 正二

ここにNACS「なんでも 110 番」(平成 30 年度)の報告書をお届け致します。

NACS 110 番も、今回で 31 回を数えます。その都度の報告書を見返すと、その時々、社会問題や立法的課題を反映したテーマが並んでおり、NACS が、これらの報告書をもとに関係諸機関に対する提言や、審議会での発言、消費者啓発などに取り組んできたことがよく分かります。その意味では、110 番は、NACS が消費者問題と直接に向き合うまたとない機会であることが痛感されます。今回は、特定の業態や問題に特化することなく、「これって払わなくてはいけないの?～不当請求・架空請求なんでも 110 番～」を掲げました。

「支払い」という様々な問題の共通局面で、消費者が何となくおかしいと感じた問題を掘り起こしてみようという試みです。11 月 3 日、4 日の 2 日間にわたって、大阪と東京で実施された 110 番では、合計 87 件の相談がありました。相変わらずの架空請求のみならず、新卒の美容医療・リフォーム関連・ネットでの情報商材等に関連して、様々な不当な請求に消費者が悩まされている実態が浮き彫りにされています。新たな立法的課題なども見えてきます。

最近では、様々なところで 110 番が実施されていますので、NACS が受け付けた相談数は決して多いものではないかもしれませんが、こうして「110 番」にまでたどり着いて相談できた消費者は、まだまだ氷山の一角であることを理解しておく必要があります。巧妙化する不当勧誘・不当請求に対して、声をあげずに泣き寝入りしている消費者は沢山居るはずですよ。

本報告書が関係諸機関において、十分に活用いただけることを心から祈念しております。

平成 31 年 1 月

☆この事業は競輪の補助(2018P-105)を受けて実施することが出来ました。